

原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の手引き

1 はじめに

昨今、原子力や火力に極端に依存した電力エネルギー政策を転換する上で、再生可能エネルギーの普及が社会的に求められています。しかし、自然環境を利用するエネルギーにも関わらず、太陽光発電設備を無秩序に普及させた場合には、環境や景観の破壊につながり、今後大きな問題になることが懸念されます。

そこで原村では、今まで運用していた「原村再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」の太陽光発電設備にかかわる部分を見直し、太陽光発電設備の設置や維持管理等に関して、事業の事前周知や事前協議、抑制地域の設定や事業の着手、完了時における届出及び維持管理に関する遵守事項を義務付けることで災害の防止や生活環境の保全及び地域社会との調和を図るため、新たな条例を制定するものです。

なお、条例施行前に特定契約（電気事業者における再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する特約契約をいう。）を申し込んだ事業については設置事業に係る部分（第8条、第9条、第10条、第11条（設置事業に係る部分に限る。）及び第12条第1項（設置事業に係る部分に限る。）の規定は適用しません。

2 定義について【第2条】

(1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）第2条第5項に規定する特定契約により電気事業者に対し供給する再生可能エネルギー発電設備で、発電出力10キロワット以上の太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電にかかる電柱等を除く。）をいう。

なお、建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除きます。

(2) 設置事業

太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。

(3) 発電事業

太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。

(4) 地域住民

事業区域を含む区及び自治会の区域に居住する住民をいう。

(5) 近隣関係者

事業区域の境界から400メートル以内の区域に土地又は建築物（事業所等を含む）を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

3 事業者の責務【第4条】

事業主等には、次の責務があります。

設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本村における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければなりません。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とします。

4 適用範囲【第5条】

この条例の規定は、発電出力 10 キロワット以上の野立ての太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用します。

5 抑制区域【第6条】

- ① 災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定します。
- ② 抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請します。

※具体的な抑制区域の範囲については、条例施行規則第3条で原村環境保全条例(平成9年原村条例第7号)に定める保健休養地及び、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき指定された区域と指定します。

6 事前協議【第7条】

事業者は、村内において設置事業を実施しようとするときは、下記に定める事項を村長に届出ることにより、村長と協議を行わなければなりません。

- (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地及び連絡先)
- (2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
- (3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積
- (4) 設置事業及び発電事業の内容
- (5) 地域住民及び近隣関係者への周知の範囲及び方法
- (6) 周辺景観の保全に関する事項
- (7) 災害の防止に関する事項
- (8) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項
- (9) 事業の廃止に関する事項
- (10) その他村長が必要と認める事項

7 設置事業の周知及び説明会の開催【第8条】

事業者は、事前協議書の提出後に地域住民及び近隣関係者に対して、事前協議で村に届出した事項や事業の内容等、その他周知すべき事項について、説明会を開催しなければ

なりません。当該計画を変更する場合も同様とします。

- ① 地域住民等から説明会の開催要請があったときは、その都度これに応じなければなりません。
- ② 事業者は、周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければなりません。
- ③ 事業者は、事業に着手しようとする日の 60 日前から当該設置事業が完了する日まで、看板「太陽光発電設備設置事業のお知らせ」を設置しなければなりません。

8 届出及び協議【第9条】

①事業者は、村内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の 60 日前までに、設置事業に関する届出をしなければならない（正副 2 部提出）。

(1) 事前協議書に記載する事項

- ・事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
- ・設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ・事業区域の所在、地番、地目及び面積
- ・設置事業及び発電事業の内容
- ・周辺景観の保全に関する事項
- ・災害の防止に関する事項
- ・生活環境及び自然環境の保全に関する事項
- ・事業の廃止に関する事項

(2) 事前協議書に添付する書類

- ・事業計画書
- ・事業区域等状況調書
- ・地域住民等説明会報告書
- ・別表第 1 に定める図書

位置図及び案内図、土地利用計画図（太陽光発電設備の施工図）、土地造成計画（平面図及び断面図）、雨水排水計画図、工作物構造図、公図及び地籍図、事業区域内の登記事項証明書、看板を設置したことがわかる写真、他の法令による許可、認可等を受けている場合にはその写し

②太陽光発電設備の設置については環境保全条例に基づき、開発行為に該当するため、開発行為許可申請書を提出しなければならない。

9 協議終了の通知【第10条】

届出に対する協議及び環境保全審議会の答申に基づき村長が開発行為の許可決定をした場合、通知する。

10 事業の着手等の届出等【第 11 条】

事業者は、協議終了の通知及び開発行為許可書を受領後に、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開をする場合は、速やかに村長に届出なければならない。

11 事業に関する遵守事項【第 12 条】

- ① 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければなりません。

※具体的な遵守事項は、設置事業については条例施行規則別表第2、発電事業については条例施行規則別表第3で定めています。

- ② 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、看板「太陽光発電設備に関するお知らせ」を設置しなければなりません。

12 報告及び立入調査【第 14 条】

事業者に対し、設置事業や発電事業に関する報告や資料の提出を求め、又は、村の職員に、営業所、事業所、事業区域に立ち入らせ、設置事業又は発電事業に関する事項についての調査や関係者に対して質問をさせることができます。

13 指導、助言及び勧告【第 15 条】

村長は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- ① 事業者が事前協議による届出をしない、または虚偽の届出をしたとき。
- ② 事業者が正当な理由なく、協議終了の通知及び開発行為許可書を受ける前に事業に着手したとき。
- ③ 事業者が報告や資料の提出をしない、又は虚偽の報告や資料の提出をしたとき、又は立入調査を拒み、妨げ、忌避し、質問に対して答弁をしない、又は虚偽の答弁をしたとき。
- ④ 助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

14 公表【第 16 条】

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく勧告に従わないとき、当該勧告に従わない事業者の指名、住所及び勧告の内容を公表することができます。ただし、あらかじめ事業者に対して、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えます。

15 国又は県への報告【第 17 条】

公表後、公表内容及び公表の事実を国又は県へ報告する場合があります。

【 特記事項 】

◆住民説明会で説明する事項について

説明会では、地域住民等から事業に対して理解を得られるように、条例にある遵守事項に沿って説明する必要があります。また地域住民等からの質問以外に、次の事項についても説明してください。

- ① 設置事業の工事に係る施行方法
- ② 設置事業の工事に係る安全対策
- ③ 設置事業に係る遵守事項「生活環境の維持」の各項目への対応方法
- ④ 設置事業に係る遵守事項「魅力ある景観の保全」の各項目への対応方法

◆地域協定等のある事業区では

各地区には、太陽光発電設備に関して地域協定又は住民協定等のある地域があります。事業を行おうとする場所にそれらの協定等があるかをしっかり確認して、各地区と協議して対応してください。なお確認は、事前協議を行う前までに済ませてください。

◆隣接する自治体との調整

原村では隣接する自治体が2団体（茅野市、富士見町）あります。行政界の近くに太陽光発電設備を設置する場合、隣接する自治体にも影響を及ぼすことが考えられます。そのようなことから、事業区域の400メートル以内の区域に土地又は建築物（事業所等を含む）を所有する者及び当該建築物に居住する者が隣接する自治体で影響がある場合には、本村の条例を適用するとともに、関係する隣接自治体への協議も行ってください。

◆地下水等への対応

本村では、地下水を生活用水として利用したり、井戸等で飲料用水として利用しているご家庭が数多くあります。設置工事等により地下水の汚濁及び汚染、また地下水がなくなった等のトラブルがないように、事前に水環境への影響調査等を行い、対策を講じてください。

◆国又は県への報告（補足）

平成29年4月改正の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」により新認定制度が設けられ、事業計画策定ガイドラインによる適正な事業実施の促進として、事業実施中でも『関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善命令・認定取消しを行いうる』と声明されました。このことにより本村では、条例に遵守事項として記載されているものを遵守していない事実が判明した場合、勧告を行う可能性があり、それでもなお遵守しない場合は公表、また公表の事実を国等の上級庁へ報告することとなります。

◆設置事業で遵守しなければならない事項（条例第12条関係別表第2）

設置事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	電気事業法（昭和39年法律第170号）	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定（設備認定）及び電力会社との系統連系に関する協議が進められ、事業を行うことに支障がないこと。
	道路法（昭和27年法律第180号）	工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。
		工事に使用する道路に関して、道路管理者と協議し、工事車両等により道路を損傷した場合には、事業完了後に、原型復旧すること。
その他関連法令等の遵守	事業に関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。	
事業の確実性	土地及び建物の使用権又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事施工者	工事施工者に事業を行う能力及び信用があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。
	フェンス等の設置	事業区域の外周に第三者が敷地内に侵入できないようフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	建設機械等による周辺への影響の防止	1 建設機械又は工事に伴う騒音又は振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。

		2 工事に使用する建設機械に関して、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の届出がされているか又は手続上支障がないこと。
工事車両による周辺への影響の防止		工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、砂又はほこりの飛散等により事業区域周辺に影響を与えないように適切な対策を講ずること。
除草剤散布の禁止		周辺への影響を考慮し、除草剤の使用は原則禁止する。
太陽光発電設備による騒音及び振動の対策		1 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生する騒音及び振動に関して、地域住民と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。 2 騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合には、届出がされているか又は手続上支障がないこと。
太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策		太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置）を講ずること。
パネルの反射光対策		太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、地域住民と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更または傾きの調整）を講ずること。
道路の視界確保		道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合には、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること。
緩衝帯の設置		事業区域の境界に沿って、その内側に次の事業区域の面積に応じた緩衝帯を設けること 1 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上 2 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上 3 1ヘクタール以上 幅3メートル以上

	山林の保全	山林の伐採は、最小限に留めるようにすること。
		可能な限り現状の地形及び植生を残す工夫をすること。
	緑化施設の設置	<p>造成を行う場合には、造成面積（太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の路用のために造成した土地の面積を含む。）に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保存された樹木をいう。以下同じ。）を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。</p> <p>1 造成面積が 2,000 平方メートル未満の場合 10 パーセント以上</p> <p>2 造成面積が 2,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合 20 パーセント以上</p> <p>3 造成面積が 10,000 平方メートル以上の場合 30 パーセント以上</p>
	樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
魅力ある景観の保全	景観への配慮	宅地等開発地の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	史跡、文化財等の景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	自然の景観への配慮	自然環境、自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
		農村景観や自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。
		尾根線上や高台への設置は避けること。
		設置高は、接地面から 2.5 メートル以下とする。

	植栽等による対策	太陽光発電設備はを設置する場合において、地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等で対策を講ずること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩で、低明度、低彩度色とすること。
	太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
災害の防止(防災安全対策)	造成計画の調査及び設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の造成に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。 2 高さ1メートルを超える擁壁を設置する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。
	盛土、切土工事に関する安全対策及びがけ地対策	造成により、盛土、切土及び崖等が生じる場合には、原村環境保全条例施行規則（平成9年規則第9号）の崖等を生じる場合の工法により工事を行うこと。
	雨水対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の雨水は、敷地内で処理すること。 2 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋の設置、砕石敷の設置等の対策を講じること。 3 事業区域外に明らかに雨水が流出すると村長が判断した場合には、村長が指定する雨水対策を講じること。
	湧き水対策	事業区域内に湧き水が発生している場合には、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。
	事業区域と道路の接続	事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されて

		いること。
	工事車両等に対する安全対策	<p>1 工事車両等が事業区域内外に出入りする際には、地域住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講じること。</p> <p>2 地域住民等から更なる安全対策について要請があった場合には、誠意をもって対応すること。</p>
	工事期間中の安全対策	工事期間中は、第三者が事業区域に侵入しないよう措置を講じること。
		工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合には、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット等の設置等を行うこと。
	支持物（架台、架台基礎等）の安全確保対策	<p>太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず、日本産業規格 JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定する強度を有し、単管パイプ等の簡易的なものを使用しないこと。ただし、村長が村の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りではない。</p> <p>太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則として、布基礎、べた基礎又は杭基礎（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 93 条に規定する国土交通大臣が定める方法により安全性確認がされたものに限る。）とし、簡易的なものでないこと。ただし、村長が村の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りではない。</p>
地域住民等との共生	地域住民等への説明	環境、景観、防災等の点で特に問題が発生しやすいことから、事業着手届出書提出前に事業内容を近隣関係者等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。
	工事に伴う苦情及び要望への対応	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講じること。
	異常又は災害発生時の対応に	事業に起因すると思われる異常が発生

	ついて	した場合又は災害が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、要請があれば説明会や戸別訪問等を行い、要請等がなくても速やかに村及び地域住民等に連絡して、住民等との協調を保つよう対応すること。
	設置事業に関する看板の設置	条例第 8 条第 2 項に規定する看板を、事業区域内の見やすい場所に設置すること。

◆発電事業で遵守しなければならない事項（条例第 12 条関係別表第 3）

発電事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	維持管理に関する法令及び条例等を遵守すること。	
太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	<p>1 太陽光発電設備は、電気事業法の保安規定等により定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。</p> <p>2 保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（JEMA/JPEA制定）」により行うこと。</p>
	事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。
	除草剤の散布による周辺への影響の防止	<p>1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。</p> <p>2 学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、原則除草剤を使用しないことが望ましいが、やむを得ない場合にはそれぞれの関係者と十分に協議すること。</p>
管理上通路の確保	事業区域と道路が接しており、管理上事業区域内に入ることには支障がないこと。	
設置した施設等の維持管理	<p>1 設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理をすること。</p> <p>2 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。</p>	
事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入防止のためのフェンス等を事故が起こらないよう適切に管理すること。
	事業区域出入口の施錠措置	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう出入口に施錠措置を講じること。
発電事業に関する看板の設置	災害発生時などの緊急の場合に連絡が取れるよう、条例第 12 条第 2 項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。	
異常又は災害発生時の対応	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常（太陽光発電設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等）が発生した場合には、速やかに対処するとともに、状況及び対処について村及

		び地域住民等へ連絡すること。
	災害発生時等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合には、早急に対処するとともに、速やかに村及び地域住民等に連絡すること。
	緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
苦情又は要望対応		発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合には、その者に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講じること。
撤去又は廃棄		<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、太陽光発電設備の撤去又は廃棄について、設置事業の計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付けた内容により行うこと。 2 発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。